

有田委員提出資料

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化について

2020年4月21日

主婦連合会 有田芳子

1. はじめに

私が、福岡で消費者運動にかかわり始めた1970年代は悪質な投資話、利殖話が蔓延し、その結果多くの消費者が被害を受け、相談員の方々と共に消費者団体も問題解決に取り組みました。

その一つが、熊本県にあった「天下一家の会」の設立者がはじめた「ネズミ講」で、当時は「ネズミ講」を取り締まる法律そのものが無く、熊本国税局による所得税法違反、熊本地検の脱税容疑で、かろうじて1972年に代表者が逮捕されました。その後、逮捕から7年後の1979年によりやく議員立法で「無限連鎖講の防止に関する法律」が施行しました。

今回の預託法に関する件では、強烈に記憶に刻まれていますのは 豊田商事事件です。被害者の数は3万～4万人ともいわれ、被害総額は2,000億円にも及びました。

その手口は、女性社員を使用した無差別な電話勧誘で、押しに弱そうな高齢者を選び、その自宅に押し掛け強引に契約を行うという営業方法をとったと聞いています。また、情に訴えるなど様々な悪質な手口を使い、多くの被害者、集団的消費者被害がこうしてつくられました。そして、被害者の多くは一人暮らしの高齢者でした。

その後、特定商品預託法ができましたが、豊田商事の手口と同様の詐欺が跡を絶ちません。

2. ぜい弱な消費者とは

(1). 消費者はそもそも事業者よりもぜい弱な存在→多様化する消費者被害

(2). 特に配慮を要するぜい弱な消費者とは

①高齢者

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれている。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っている。高齢者は自宅にいたことが多いため、電話勧誘販売や家庭訪販による被害にあいやすい。

②若者

知識や社会経験が乏しく、人からの誘いの判断をしにくいことからトラブ

ルに巻き込まれやすい。また、自身の財力が乏しいことから将来に向けての仕事に結びつく誘いなどにも乗ってしまいがちである。成人年齢引き下げにより、現在、契約に親の承諾が不要な年齢が18歳に低年齢化するため、被害が拡大する恐れがある。

③障がい者

障がいの内容により、様々なぜい弱性があるが、契約内容が理解できないことから被害にあうことが多い。

④ 災害などで一時的にぜい弱な状態にある消費者

災害などで生活に支障が起こった消費者の不安につけ込み、悪質事業者が言葉巧みに勧誘するため、消費者は合理的な判断が困難。

3. 悪質ないわゆる「販売預託商法」と法の問題点

(1). 悪質な預託商法の特徴

- ・ 実際には販売した商品は存在しない
- ・ 高齢者に被害が多く、被害も多額
- ・ 破綻必須の構造なのに、実際に破綻したとき被害が露呈
- ・ 配当が出ている間は消費者が被害に気が付きにくい

(2). 預託法の問題点

- ・ 指定商品制
- ・ 参入規制がない
- ・ 商品の預託部分だけが対象→預託商法は事業への出資
- ・ 広告規制、勧誘規制、適合性原則、説明義務、損失補填の禁止、分別管理・事業報告等の義務、会計監査の義務がない
- ・ 所管庁に破産申立権限がないこと 等



現状の規制のまま勧誘規制の執行強化をしたところで被害をなくすことはできない

(3). 悪質な販売預託商法への実効性のある対策

—実効的な法規制が必要—

- ・ 商品の現物がない販売預託取引の無効化
- ・ クーリングオフだけではなく、より実効的な取り消し規定の導入
- ・ 行政処分の強化

4. 最後に

(1). 被害者救済の抜本的強化

- ・悪質商法による被害者救済のための措置の検討等
- ・泣き寝入りをしないように、情報提供や相談窓口の周知・充実
- ・クーリングオフの期間や範囲の検討
- ・被害拡大防止のため、特商法の不当勧誘行為の行政規制
- ・行政処分情報を民事的救済に結びつける制度
- ・被害者救済の抜本的強化 適格消費者団体による差止請求権
- ・資産が散逸することを防ぐ→破綻必須の場合は、消費者庁に破産申立権

(2). 消費者被害の拡大防止

- ・特商法の過量販売は電話勧誘と訪問販売だけでなく、通信販売にも
- ・広告の在り方→不当な広告の取り締まり
- ・インターネット取引画面の適正化→プラットフォーム事業者の責任分担
- ・親族や地域などによる見守り
- ・体系的な消費者教育の必要性→子どもから成人、高齢者まで
- ・消費者への情報提供→特性に応じたあらゆる提供媒体の活用

(3). 新型コロナウイルス(COVID-19)対策に乗じた詐欺など

様々な情報が錯綜し、その不安に乗じた詐欺が増えてきている。
安心して暮らすためには、被害の未然防止と十分な被害救済となる施策が必要。
スピード感を持った対応が求められます。